

保育所等における安全計画の策定等について

1 概要

厚生労働省が定める児童福祉施設、家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）の設備及び運営に関する基準が改正されたことを受け、保育所等については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各施設において策定することを義務付けることとするほか、バス送迎に当たっての安全管理の徹底など、保育所等の設備及び運営に関する基準の見直しを行う。

2 変更内容

- (1) 保育所等は、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保のための指導、職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）の策定を行うものとする。
- (2) 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認し、また、通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて降車時の所在確認をすることを義務付ける。
- (3) 保育所等に他の社会福祉施設を併設している場合において、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、職員の兼務や設備の共用を可能とする。
- (4) 保育所等において講ずるよう努めなければならないこととされている感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化し、職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的実施するよう努めなければならないものとする。
- (5) 児童虐待防止のため、民法の懲戒権に係る規定が改正されたことに伴い、保育所等の基準のうち、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除する。

3 条例の改正

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第25号）及び文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第26号）を改正する。

なお、児童福祉施設については、東京都児童福祉の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）の改正により、適用を受ける。

4 施行日

令和5年4月1日

※2(2)の安全装置の設置については、令和6年3月末までの経過措置あり。

※2(5)については、公布の日から施行する。